



国総建第314号  
国総建整第306号  
平成23年3月25日

財団法人建設業振興基金理事長殿

国土交通省総合政策局

建設業課長

建設市場整備課長

東北地方太平洋沖地震等に伴い被災した工事に係る  
地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて

今般の東北地方太平洋沖地震等の被災地における建設企業は、長年にわたる建設投資の大幅な減少に加え、地震の影響により、極めて厳しい状況にある。今後、年度末や決算期を控え資金需要が高まるなか、被災地における建設企業の資金調達の一層の円滑化を図ることが重要である。

このため、当分の間、東北地方太平洋沖地震等により工事目的物等に損害が発生した工事において、損害合計額のうち発注者負担分の金額（概算額を含む。）について発注者と元請建設企業との間で合意に至った場合、元請建設企業は、当該発注者負担分の金額に係る元請建設企業の債権を担保として、債権譲渡先から地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）による融資を受けることができることとし、別添のとおり、関係者あてに通知したところである。

については、貴法人におかれては、下記のとおり、本制度の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、債権譲渡先に対し適切な指導・周知をお願いする。

なお、東北地方太平洋沖地震等に伴い被災した工事その他の工事に係る支払の迅速化について、別添のとおり、国土交通省各地方整備局等及び各都道府県・政令指定都市あてに通知したところであるので、参考まで併せて送付する。

記

1. 事務処理の円滑化

今般の東北地方太平洋沖地震等による被害の甚大さにかんがみ、工事目的物等に

損害が発生した工事に係る事務処理については、可能な限り迅速かつ柔軟に対応すること。

2. 債権譲渡先に対する助言、指導等

- (1) 本制度に係る事務の取扱いについては、この通知の定めるものによるほか、「地域建設業経営強化融資制度等について」(平成20年10月17日付け国総建整第158号)等に基づき適切に対処すること。
- (2) (1)により適切に対処できない等の特段の事情がある場合、債権譲渡先に対し必要な助言、指導等を行うとともに、必要に応じて、国土交通省と協議すること。

3. 下請セーフティネット債務保証事業に係る取扱い

損害発生工事に係る下請セーフティネット債務保証事業に係る取扱いについても、本制度と同様に発注者負担額に係る融資を受けることができることとしたので、その手続についても、この通知に準じて適切に対処すること。